

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和7年7月23日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 8件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 8件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2500072 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2500018 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 29 年 8 月 10 日の標準賞与額を 110 万円に訂正することが必要である。

平成 29 年 8 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 8 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 39 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 8 月 10 日

請求期間に A 社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）とされている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、A 社から提出された当該期間に係る役員賞与支給明細書、源泉徴収簿兼賃金台帳、支給控除項目一覧表役員（振込額確認用）及び預金通帳並びに課税庁から提出された給与支払報告書により、請求者は、同社から 110 万円の標準賞与額に相当する賞与（110 万円）の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料（10 万 1 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書においては、特例対象者（請求者）が、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、当該規定については、請求者が代表取締役等の役員であれば無条件に適用されるものではなく、虚偽の届出に対する共謀の事実、経理や社会保険事務に影響を持っていたか否か等を考慮して、その適用有無を総合的に判断することとなる。

これらを踏まえ本件をみると、A 社の履歴事項全部証明書により、請求者は請

求期間当時、同社の取締役であったことが確認できるものの、A社の回答によると、請求者の担当業務は生産管理であったため、社会保険関係の事務には関与していない旨回答している。

また、A社の経理・社会保険事務責任者は、請求期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）が未提出となっていた理由について、担当部署が顧問社会保険労務士に対する役員賞与支給の連絡を失念したためである旨陳述している。

これらのことから、請求期間の賞与については、取締役であった請求者が賞与支払届の提出に関して権限を有していたとは認められず、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったとは考え難いことから、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定は適用されないものと判断される。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る平成29年8月10日の賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成29年8月10日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500073号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500019号

第1 結論

請求者のA社における平成29年8月10日の標準賞与額を110万円に訂正することが必要である。

平成29年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年8月10日

請求期間にA社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された当該期間に係る役員賞与支給明細書、源泉徴収簿兼賃金台帳、支給控除項目一覧表役員(振込額確認用)及び預金通帳並びに課税庁から提出された給与支払報告書により、請求者は、同社から110万円の標準賞与額に相当する賞与(110万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(10万1円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書においては、特例対象者(請求者)が、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、当該規定については、請求者が代表取締役等の役員であれば無条件に適用されるものではなく、虚偽の届出に対する共謀の事実、経理や社会保険事務に影響を持っていたか否か等を考慮して、その適用有無を総合的に判断することとなる。

これらを踏まえ本件をみると、A社の履歴事項全部証明書により、請求者は請

求期間当時、同社の取締役であったことが確認できるものの、A社の回答によると、請求者の担当業務は財務であったため、社会保険関係の事務には関与していない旨回答している。

また、A社の経理・社会保険事務責任者は、請求期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）が未提出となっていた理由について、担当部署が顧問社会保険労務士に対する役員賞与支給の連絡を失念したためである旨陳述している。

これらのことから、請求期間の賞与については、取締役であった請求者が賞与支払届の提出に関して権限を有していたとは認められず、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったとは考え難いことから、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定は適用されないものと判断される。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る平成29年8月10日の賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成29年8月10日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500074号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500020号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成29年8月10日及び令和元年8月9日は130万円、令和3年2月10日は113万9,000円、令和4年2月10日は150万円に訂正することが必要である。

平成29年8月10日、令和元年8月9日、令和3年2月10日及び令和4年2月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年8月10日、令和元年8月9日、令和3年2月10日及び令和4年2月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年8月10日
② 令和元年8月9日
③ 令和3年2月10日
④ 令和4年2月10日

請求期間①から④までに、A社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された当該期間に係る役員賞与支給明細書、源泉徴収簿兼賃金台帳、支給控除項目一覧表役員(振込額確認用)、銀行入出金明細照会及び預金通帳並びに課税庁から提出された給与支払報告書により、請求者は、同社から請求期間①及び②は130万円、請求期間③は113万9,000円、請求期間④は150万円の標準賞与額に相当する賞与(請求期間①及び②は130万円、請求期間③は113万9,000円、請求期間④は199万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は11万8,183円、請求期間②は11

万 8,950 円、請求期間③は 10 万 4,218 円、請求期間④は 13 万 7,250 円) を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書においては、特例対象者(請求者)が、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、当該規定については、請求者が代表取締役等の役員であれば無条件に適用されるものではなく、虚偽の届出に対する共謀の事実、経理や社会保険事務に影響を持っていたか否か等を考慮して、その適用有無を総合的に判断することとなる。

これらを踏まえ本件をみると、A社の履歴事項全部証明書により、請求者は請求期間当時、同社の取締役であったことが確認できるものの、A社の回答によると、請求者の担当業務は営業であったため、社会保険関係の事務には関与していない旨回答している。

また、A社の経理・社会保険事務責任者は、請求期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)が未提出となっていた理由について、担当部署が顧問社会保険労務士に対する役員賞与支給の連絡を失念したためである旨陳述している。

これらのことから、請求期間の賞与については、取締役であった請求者が賞与支払届の提出に関して権限を有していたとは認められず、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったとは考え難いことから、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書の規定は適用されないものと判断される。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2500075 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2500021 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 29 年 8 月 10 日の標準賞与額を 100 万円に訂正することが必要である。

平成 29 年 8 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 8 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 8 月 10 日

請求期間に A 社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）とされている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、A 社から提出された当該期間に係る役員賞与支給明細書、源泉徴収簿兼賃金台帳、支給控除項目一覧表役員（振込額確認用）及び預金通帳並びに課税庁から提出された給与支払報告書により、請求者は、同社から 100 万円の標準賞与額に相当する賞与（100 万円）の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料（9 万 910 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書においては、特例対象者（請求者）が、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、当該規定については、請求者が代表取締役等の役員であれば無条件に適用されるものではなく、虚偽の届出に対する共謀の事実、経理や社会保険事務に影響を持っていたか否か等を考慮して、その適用有無を総合的に判断することとなる。

これらを踏まえ本件をみると、A 社の履歴事項全部証明書により、請求者は請

求期間前に同社の取締役であったことが確認できるものの、A社の回答によると、請求者の担当業務は営業であったため、社会保険関係の事務には関与していない旨回答している。

また、A社の経理・社会保険事務責任者は、請求期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）が未提出となっていた理由について、担当部署が顧問社会保険労務士に対する役員賞与支給の連絡を失念したためである旨陳述している。

これらのことから、請求期間の賞与については、取締役であった請求者が賞与支払届の提出に関して権限を有していたとは認められず、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったとは考え難いことから、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定は適用されないものと判断される。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る平成29年8月10日の賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成29年8月10日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500076号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500022号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成29年8月10日、令和元年8月9日、令和3年2月10日及び令和4年2月10日は150万円に訂正することが必要である。

平成29年8月10日、令和元年8月9日、令和3年2月10日及び令和4年2月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年8月10日、令和元年8月9日、令和3年2月10日及び令和4年2月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年8月10日
② 令和元年8月9日
③ 令和3年2月10日
④ 令和4年2月10日

請求期間①から④までに、A社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された当該期間に係る役員賞与支給明細書、源泉徴収簿兼賃金台帳、支給控除項目一覧表役員(振込額確認用)、銀行入出金明細照会及び預金通帳並びに課税庁から提出された給与支払報告書により、請求者は、同社から請求期間①から④までは150万円の標準賞与額に相当する賞与(請求期間①及び②は160万円、請求期間③は170万円、請求期間④は250万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は13万6,365

円、請求期間②から④までは13万7,250円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書においては、特例対象者(請求者)が、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、当該規定については、請求者が代表取締役等の役員であれば無条件に適用されるものではなく、虚偽の届出に対する共謀の事実、経理や社会保険事務に影響を持っていたか否か等を考慮して、その適用有無を総合的に判断することとなる。

これらを踏まえ本件をみると、A社の履歴事項全部証明書により、請求者は請求期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できるものの、A社の回答によると、請求者は、社会保険関係の事務には直接関わっていないとしている。

また、請求期間当時、厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)が提出されていなかった原因について、A社の給与・社会保険事務責任者は、業務担当者間の連携が取れていなかったことにより、顧問社会保険労務士に連絡することを失念したためである旨陳述している。

さらに、オンライン記録において、A社は社会保険料の滞納事業所となっていないことが確認できる。

これらのことから、請求期間①から④までの賞与については、代表取締役である請求者が意図的に届出を行っていなかったものではないと考えられ、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定は適用されないものと判断される。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500077号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500023号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成29年8月10日及び令和元年8月9日は130万円、令和3年2月10日は139万円、令和4年2月10日は150万円に訂正することが必要である。

平成29年8月10日、令和元年8月9日、令和3年2月10日及び令和4年2月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年8月10日、令和元年8月9日、令和3年2月10日及び令和4年2月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成29年8月10日
② 令和元年8月9日
③ 令和3年2月10日
④ 令和4年2月10日

請求期間①から④までに、A社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された当該期間に係る役員賞与支給明細書、源泉徴収簿兼賃金台帳、支給控除項目一覧表役員(振込額確認用)、銀行入出金明細照会及び預金通帳並びに課税庁から提出された給与支払報告書により、請求者は、同社から請求期間①及び②は130万円、請求期間③は139万円、請求期間④は150万円の標準賞与額に相当する賞与(請求期間①及び②は130万円、請求期間③は139万円、請求期間④は219万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は11万8,183円、請求期間②は11万8,950円、

請求期間③は12万7,185円、請求期間④は13万7,250円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書においては、特例対象者(請求者)が、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、当該規定については、請求者が代表取締役等の役員であれば無条件に適用されるものではなく、虚偽の届出に対する共謀の事実、経理や社会保険事務に影響を持っていたか否か等を考慮して、その適用有無を総合的に判断することとなる。

これらを踏まえ本件をみると、A社の履歴事項全部証明書により、請求者は請求期間当時、同社の取締役であったことが確認できるものの、A社の回答によると、請求者の担当業務は品質保証であったため、社会保険関係の事務には関与していない旨回答している。

また、A社の経理・社会保険事務責任者は、請求期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)が未提出となっていた理由について、担当部署が顧問社会保険労務士に対する役員賞与支給の連絡を失念したためである旨陳述している。

これらのことから、請求期間の賞与については、取締役であった請求者が賞与支払届の提出に関して権限を有していたとは認められず、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったとは考え難いことから、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定は適用されないものと判断される。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2400296 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2500024 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和 2 年 3 月 31 日から令和 2 年 4 月 1 日に訂正し、令和 2 年 3 月の標準報酬月額を 19 万円とすることが必要である。

令和 2 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 2 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 28 年 10 月 16 日に A 社に入社し、令和 2 年 3 月 31 日まで勤務していた。しかし、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が令和 2 年 3 月 31 日と記録されていることから、令和 2 年 3 月が厚生年金保険の被保険者となっていないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る退職届及びタイムカード (令和 2 年 3 月分) 並びに同社の総務担当者の陳述から判断すると、請求者は、請求期間において同社に勤務していたことから、厚生年金保険被保険者資格要件を満たしていたと認められる。

しかしながら、A 社は給与の支払方法について、毎月末締め、翌月 20 日支払、保険料は翌月控除であった旨回答しているところ、同社から提出された賃金台帳の令和 2 年 4 月 20 日支払分からは、請求期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A 社は請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を誤って令和 2 年 3 月 31 日で届出を行ってしまったため、請求期間に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者

が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、請求者は、上述のとおり請求期間においてA社に勤務し、厚生年金保険被保険者資格要件を満たしていたと認められることから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和2年3月31日から令和2年4月1日に訂正することが必要である。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳により、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額から、19万円とすることが必要である。

ただし、令和2年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500078号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500028号

第1 結論

請求者のA事業所における平成30年12月21日の標準賞与額を63万円に訂正することが必要である。

平成30年12月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年12月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和44年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年12月21日

請求期間について、A事業所から賞与の支払があり、厚生年金保険料も控除されていたが、年金記録が漏れているので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所の事業主から提出された請求期間の賞与に係る賃金台帳及び請求者から提出された金融機関の取引明細表により、請求者は、請求期間に同事業所から63万円の標準賞与額に相当する賞与(63万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(5万7,645円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か不明である旨回答しているものの、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500066号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500025号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和43年3月1日から昭和44年4月14日まで

② 昭和49年3月1日から同年7月21日まで

③ 昭和53年7月16日から昭和58年8月21日まで

請求期間①について、私は、D市E町、F社のビル内にあったA社に書類選考時に指示された原稿用紙裏まで反戦について書き、面接で「家族全員病人、家にあるのは赤チンのみ。」と答え興味を引いた。面接時にはF社の人事担当者も同席していたと思われ、そのため後のG社入社にもつながったと思われる。勤務状況内容は現在でいうH業務に近く、I社にF社の商品を提供するものだったが、時にはI社で販売支援をしたこともあった。取引先は、J職ばかりだったため、K職の資格しかもたなかった私は毎日猛勉強していたことを記憶している。このようにして昭和43年3月1日にA社に入社し、同日から勤務したのにもかかわらず、現在、国の記録では厚生年金保険の資格取得年月日は、昭和44年4月14日とされている。同社の給与明細書を提出するので、請求期間①について厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

請求期間②について、私は昭和49年3月1日にC社に入社した。同社は欧州ハイブランドのライセンス契約商品を数多く取り扱っており、私は社内トップレベルの営業成績を収めていた。L地域における百貨店への販売支援の出張が多く、給与明細は1か月に複数枚あった。就業時間は深夜になることが多く、終電時間をよく気にしていた。しかしながら、現在、国の記録では厚生年金保険の資格取得年月日は、昭和49年7月21日とされている。C社に係る給与明

細書及び厚生年金基金加入員証を提出するので、請求期間②について厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

また、私は、昭和 50 年 8 月から数か月間、C 社を一旦退社した期間がある。退社した理由は、別の百貨店から引き抜きを受けたためであるが、その後、同社から説得され復社した。

昭和 53 年 12 月*日付けでM氏によりN社が発足され、翌 54 年にO氏からM氏に経営譲渡されているが、この前後継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に反映されていないので請求期間③について厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者は昭和43年 3 月 1 日にA社に入社し、同日から勤務したとしているが、雇用保険の記録によると、請求者の同社における被保険者資格取得年月日は昭和44年 4 月14日、離職年月日は昭和45年 8 月20日であることが確認でき、当該雇用保険被保険者記録は、オンライン記録と符合している。

また、A社の同僚 15 人に厚生年金保険被保険者資格取得等について照会をしたところ、8 人から回答があり、いずれも、職種はF社の商品を説明及び販売する販売員であったが、請求期間①当時の給与明細書を保管していない。また、そのうち7人は勤務地及び営業所等が違うため請求者のことは全く知らないとしており、請求者のことを記憶する同僚は、請求者が自分より後に入社し、先に退社したことは覚えているが、請求者の具体的な勤務期間までは覚えていない旨回答している。

さらに、A社の合併先であるB社の事業主（以下「事業主」という。）は、請求者に係る資料は、厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書（以下「資格取得確認決定通知書」という。）以外は合併時に破棄しているため何も保管しておらず、請求者の請求期間①当時の勤務実態については不明である旨回答している。あわせて、請求者に係る資格取得については請求どおりの届出を行ってはいない旨回答している上、当該資格取得確認決定通知書から、請求者のA社における資格取得年月日は、昭和 44 年 4 月 14 日であることが確認できる。

加えて、請求者は、A社に係る給与明細書として、「10 月度」、「4 月分」及び「6 月度 F 社」と手書きされた給与明細書（以下「給与明細書」という。）を提出している。当該給与明細書から厚生年金保険料が控除されていることは確認できるが、支払年月日は記載されておらず、当該控除厚生年金保険料はオンライン記録で確認できる昭和 44 年 10 月 1 日から昭和 45 年 8 月 21 日までの標準報酬月額（3 万 3,000 円）から算出される厚生年金保険料額と一致することから、上述の給与明細書で控除された厚生年金保険料は、昭和 44 年 10 月分、昭和 45 年 4 月分及び同年 6 月分であることが推認できる。

このほか、請求者は、上述の給与明細書以外にA社に係る給与明細書は複数

枚保管しているがF社の記載があるものではなく、請求期間①当時の源泉徴収票等の厚生年金保険料控除が確認又は推認できる資料は保管していない旨陳述していることから請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②及び③について、請求者は、C社に係る給料支払明細書（以下「給料支払明細書」という。）として今までに8枚提出しているが、当該給料支払明細書のうち、請求期間②当時の給料支払明細書として「49.3 P社」、「74年5月分 Q社」、「49.5 P社」、「49.6 P社」及び「49.8 P社」の5枚及び請求期間③に係る給料支払明細書として「56.7 R社」が確認できる。また、オンライン記録によれば、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得年月日は昭和49年7月21日であることが確認でき、同社の厚生年金保険被保険者期間の給料支払明細書である「49.8 P社」と「49.3 P社」、「49.5 P社」、「49.6 P社」及び「56.7 R社」は同じ形式の給料支払明細書を使用していることから請求期間②及び③当時、同社の商品を販売する業務に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者のC社に係るオンライン記録は、昭和49年7月21日から昭和50年8月7日まで、昭和53年2月21日から同年7月16日まで及び昭和58年8月21日から昭和63年2月16日までとされており、雇用保険被保険者記録、C社が加入していたS健康保険組合被保険者記録及びT厚生年金基金加入員記録は、いずれの期間もオンライン記録と符合している。

また、商業登記簿謄本によると、C社は平成13年6月*日に破産宣告し、平成15年4月*日に破産終結している上、同社の元事業主（商業登記簿上は昭和54年1月*日から破産終結までの代表取締役）は、同社は、既に解散しており資料は全て破棄しているため、請求者の勤務実態及び保険料控除については不明である旨回答している。

さらに、C社の昭和53年6月*日から破産終結までの閉鎖登記簿謄本の役員欄で確認できる役員（監査役員を除く。）17人のうち連絡先が判明した2人（元事業主を除く。）に厚生年金保険被保険者資格取得等について照会したところ、1人から回答があり、当該役員は、私は、U地域担当役員だったので請求者のことは知らない。また、請求期間②及び③当時、百貨店等で同社の商品を販売していた者は、V社から派遣されていた販売員であり、同社の正社員ではない。給与は日給月給で同社が支給していたが、正社員ではないので、基本的には社会保険は加入させていなかった。同社専属の販売員として長くV社から派遣されている場合等で本人から希望があれば同社で社会保険に加入させていた旨回答している。

これらのことから、請求者の請求期間②及び③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できず、請求期間②及び③当時、C社は、販売業務に従事していた全ての者を必ずしも厚生年金保険に加入させていなかったこと

がうかがえる。

- 3 加えて、上述の給料支払明細書8枚のうち「49.3 P社」、「74年5月分 Q社」、「49.5 P社」、「49.6 P社」、「51.3 W社」及び「56.7 R社」からは厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、「49.8 P社」及び「7/16～8/15 X社」（以下「年月分不明給料支払明細書」という。）からは厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、「49.8 P社」はC社に係るオンライン記録が確認できる上、年月分不明給料支払明細書から控除されている厚生年金保険料額は、昭和60年10月1日から昭和61年9月30日までの標準報酬月額（20万円）から算出される厚生年金保険料額と一致する。したがって、当該年月分不明給料支払明細書は昭和61年「7/16～8/15」分であると推認できる。

- 4 このほか、請求者は、C社に係る給料支払明細書は提出した以外にも保管しているが、同じ期間に複数枚発行されており、いつ支給されたのか判明するものは、ほとんどないため追加提出は控えたい、また、請求期間②及び③当時の源泉徴収票等の厚生年金保険料控除が確認又は推認できる資料は保管していない旨陳述していることから請求者の請求期間②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500071号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500026号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年3月1日から昭和50年10月1日まで
亡くなった夫について、A社に勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録がない。しかし、B給付金を申請する過程で、雇用保険の加入履歴を調査したところ、事業所名は不明であるが、夫と同姓同名かつ同じ生年月日で、昭和46年3月26日から昭和50年2月25日までの加入記録が判明した。結婚する前のことで、会社の所在地など具体的なことは不明だが、C地方にあったと思われるので、調査をして年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された訂正請求記録の対象者の履歴書によると、昭和46年3月にA社に入社し、昭和50年9月に同社を退社した旨記載されているものの、請求者は、訂正請求記録の対象者と結婚する前のことであり、同社の所在地など詳細は不明である旨回答している。

一方、日本年金機構が管理する年金情報総合管理・照合システムの事業所名簿検索結果によると、A社は、D市、E市及びF市に厚生年金保険の適用事業所として確認できる。

しかしながら、D市のA社は、オンライン記録によると、昭和37年2月*日から現在も厚生年金保険の適用事業所となっているものの、同社の事業主は、訂正請求記録の対象者が勤務していない旨回答している上、同社において請求期間に

厚生年金保険被保険者資格を取得した者の厚生年金保険健康保険被保険者原票（以下「原票」という。）に訂正請求記録の対象者の名前は見当たらない。

また、E市のA社は、オンライン記録によると、昭和48年11月*日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は、既に死亡していることから、厚生年金保険の取扱いについて確認できない上、同社において請求期間に厚生年金保険被保険者記録があり、所在が確認できた3人に照会したものの、訂正請求記録の対象者の勤務をうかがえる回答は得られず、昭和46年1月から同社が適用事業所でなくなる直前の昭和48年9月までに厚生年金保険被保険者資格を取得した者の原票に訂正請求記録の対象者の名前は見当たらない。

さらに、F市のA社は、オンライン記録によると、請求期間後の平成4年7月*日から平成14年1月*日までの期間に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間においては適用事業所でないことが確認できる。

加えて、商業登記簿謄本によると、A社はG市にも存在していたことが確認できるものの、年金情報総合管理・照合システムにおいて厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、同社は既に解散しており、事業主の所在が不明であることから、厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、年金情報総合管理・照合システムにおいて、H県、I県、J県及びK県でA社と類似の名称の厚生年金保険の適用事業所が複数確認でき、オンライン記録によると、そのうち、E市のL社及びM市のN社の2社が請求期間の一部に適用事業所であったことが確認できるものの、当該2社の被保険者の中に訂正請求記録の対象者の名前は見当たらない。

さらに、請求者は、「弁護士法第23条の2による照会書について（回答）」に記載された雇用保険の加入歴が訂正請求記録の対象者の記録の可能性のある旨回答しているが、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書によると、当該加入歴がある雇用保険の被保険者番号は、訂正請求記録の対象者の被保険者記録が確認できるO社、P社及びQ社の被保険者番号と異なっており、訂正請求記録の対象者の記録とは特定できない。

加えて、請求者は、訂正請求記録の対象者の給与明細書等を所持していないことから、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2500002 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2500027 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 36 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 4 年 8 月 23 日から同年 9 月 29 日まで

年金の記録を確認したところ、請求期間の 1 か月が空いていた。当時の給与明細はなくしたが、平成 4 年 8 月 23 日に A 社における雇用保険被保険者の加入記録がある。B 社の C 支店が独立し経営者が変わったが、業務内容に変わりはなく、勤務は 1 日も空いていないので、調査をして、厚生年金保険の被保険者記録として訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の記録、A 社の元事業主（以下「元事業主」という。）の回答、複数の同僚の回答及び陳述から判断すると、請求者は、請求期間当時、同社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは平成 4 年 9 月 29 日であり、請求期間において、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、元事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料の控除については、資料がなく不明である旨回答していることから、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、給与明細書等を所持しておらず、同僚からも請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる回答及び陳述は得られない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。